



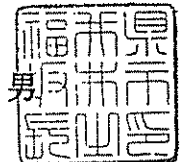
坂井市告示第233号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域及び名称を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域及び名称の変更は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による丸岡南部第四地区土地区画整理事業に係る換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年12月27日

坂井市長 坂本 憲



字の区域及び名称の変更内容については、別紙「字の区域及び名称の変更調書」のとおり。

字の区域及び名称の変更調書

次の区域を坂井市丸岡町猪爪九丁目に変更する。

大 字	字	地 番
丸岡町 猪爪	1 2 字	1 0 2 の 2
丸岡町 猪爪	1 2 字 上長島	9 の 3 9 の 4 1 0 の 2 1 1 の 3 1 1 の 5 1 1 の 6 1 2 の 3 1 2 の 5 1 3 の 2 1 3 の 4 1 3 の 5 1 4 の 1 1 4 の 2 1 5 の 1 1 5 の 2 1 6 の 2 1 6 の 4 1 6 の 5 1 7 の 2 1 7 の 4
丸岡町 猪爪	1 3 字 煙草田	1 の一部 2 3 4 の一部 5 の一部 6 7 1 0 の 1 から 1 0 の 5 まで 1 1 の 1 から 1 1 の 4 まで 1 3 の 1 から 1 3 の 5 まで 1 4 の 1 1 4 の 2 1 5 1 6 の 1 1 6 の 2 1 7 1 8 の 1 1 8 の 5 1 9 の 1 2 0 の 1 2 1 の 1 2 2 の 1
丸岡町 西瓜屋	1 1 字 本願田	1 3 の 4 の一部 1 4 の 1 の一部 1 4 の 4 の一部 1 5 の 1 から 1 5 の 3 まで 1 6 の一部 1 7 の 1 の一部 1 8 の 1
丸岡町 寅国	3 字	1 2 の一部
これら（丸岡町猪爪 1 2 字上長島 1 3 の 4、1 7 の 4 を除く）の区域に隣接介在する道路、水路 である市有地の全部		

次の区域を坂井市丸岡町西瓜屋 1 1 字本願田に編入する。

大 字	字	地 番
丸岡町 寅国	3 字	1 2 の一部
丸岡町 猪爪	1 3 字 煙草田	1 の一部 4 の一部 5 の一部
これらの区域に隣接する道路である市有地の全部		